

## ラテンアメリカにおける贈賄防止法制の現状 —チリおよびブラジルの法人処罰法—

一橋大学大学院法学研究科教授 阿部博友

### はじめに

極度の貧困をなくし持続的な経済発展と開発を促進することで繁栄を共有しようとする国際社会における共通した目標の障害となっているのが腐敗の存在である<sup>1</sup>。ラテンアメリカは、様々な資源に富む地域ではあるが、腐敗行為すなわち横領、粉飾決算、資金洗浄、贈収賄、汚職などの経済犯罪の横行によって、民主主義、公正な競争そして法の支配が脅かされている。他方でラテンアメリカ諸国は、腐敗防止のための法規制の強化に注力している。本稿の目的は、日本と同じ大陸法の伝統を承継するラテンアメリカ諸国の中から、先駆的な法規制に取り組んでいるチリおよびブラジルを例にとり、同地域の腐敗防止法制の現状を分析することにある。

参考までにわが国では、1997年12月のOECD条約の署名を受けて、その国内実施措置を、OECD条約は、不当な利益の取得のために外国公務員に対して金銭等の不当な利益を供与することを締約国の国内法において犯罪と規定し、さらにそれに関わった法人の制裁について立法する義務を締約国に課している<sup>2</sup>。

### I. 腐敗防止のための国際的枠組み

腐敗の核心的課題である贈賄規制については、国際取引のグローバルな展開に伴い国内の法規制から国際的法規制へと発展を遂げた。米州機構による地域的枠組みとして特筆すべきは、1996年3月にカラカスで採択された米州腐敗防止条約であろう。本条約は、腐敗行為を見出し、それを処罰し撲滅する必要性を条約国が確認し、そうした目的に向けて条約国間で協力することを目的としていて、腐敗問題に対する国際的取組としては先駆的な枠組みである。

次に、企業活動のグローバル化・ボーダーレス化の進展に伴い、公正な国際取引慣行の樹立に向けて、1997年にOECD条約が採択された。同条約は、不当な利益の取得のために外国公務員に対して金銭等の不当な利益を供与することを締約国の国内法において犯罪と規定し、さらにそれに関わった法人の制裁について立法する義務を定めている

---

<sup>1</sup> Kevin E. Davis, “Does the globalization of anti-corruption law help developing countries?”, in Julio Faundez and Celine Tan (Eds), *International Economic Law, Globalization and Developing Countries* (Edward Elgar, 2012) at 283.

<sup>2</sup> 同条約の下で、加盟国には法人による贈賄禁止規定と違反した場合の処罰についての立法措置が義務付けられている(同第2条)。また刑事責任が法人に適用されない場合であっても、外国公務員に対する贈賄について、加盟国は刑罰以外の制裁(金銭的制裁を含む)であって効果的で均衡がとれ、かつ抑止力のある制裁を立法によって確保する義務を負っている(同第3条2項)。

2000年には国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が成立した。この条約は、重大な犯罪の実行についての合意、犯罪収益の資金洗浄を犯罪化すること、条約の対象となる犯罪に関する犯罪人引渡手続を迅速に行うよう努めること、また捜査、訴追、及び司法手続において最大限の法律上の援助を相互に与えることなどを規定している。

さらに2003年には、腐敗の防止に関する国際連合条約が採択された。この条約の目的は、組織や個人の腐敗行為から生じる経済犯罪を防止することであり、組織犯罪防止条約を補完する役割を担っている。

上記の腐敗防止のための国際条約のチリ、ブラジルおよびコロンビアについての署名・批准状況は別表に示した通りである。これら諸国が国際社会との協調を通じて腐敗問題に取り組む積極的な姿勢がうかがえる。

## II. ラテンアメリカにおける法規制の現状

ラテンアメリカ諸国の多くは、大陸法系の伝統的な刑法思想<sup>3</sup>の下で、刑法の適用対象が自然人に限定されていたので、こうした問題解決に向けて法人処罰法の制定に動き始めている。ラテンアメリカ諸国における腐敗防止に向けた国内立法は、概ね腐敗防止法および法人処罰法の制定という2段階を経て今日に至っている。腐敗防止法とはその国の刑法典に外国公務員への贈賄罪を新設した上で、国内公務員への贈収賄罪についての罰則強化を図ることなどを主目的とする立法であり、そして法人処罰法は法人の関係者による腐敗防止法違反について、違法行為に関わった自然人だけではなく、法人に対しても制裁を科すことを目的とする立法である<sup>4</sup>。

以下に、チリ、ブラジルおよびコロンビアについて腐敗防止に向けた法人処罰法の立法の状況を検討する。ラテンアメリカにおける先駆的な立法例とされるこれらの諸国の立法例を検討し、それらに共通する特質と課題の検討を試みたい。

## III. チリの2009年法人処罰法

チリ刑法典は、1874年に制定されその翌年から施行された。法律第19.829号<sup>5</sup>及び第20.341号<sup>6</sup>により、外国公務員等への贈賄に対する刑罰規定が、チリ刑法（第251条の2及および第251条の3）に規定された。ただし当該規定の適用対象は自然人に限定される。

---

<sup>3</sup> 法人は自然人と異なり犯罪意思(*mens rea*)を持ち得ないという考え方。

<sup>4</sup> 腐敗防止法ないし法人処罰法という用語は、その立法目的にしたがって区分した便宜的名称であり、実際の法令名とは必ずしも一致していない。

<sup>5</sup> 賄賂に関する刑法典を改正する法律第19.829号（公布日2002年9月30日）。

<sup>6</sup> 行政機関に対する特定犯罪の規制に関連して刑法典を改正する法律第20.341号（公布日2009年4月16日）。

ところが 2009 年 11 月に法律第 20.393 号<sup>7</sup>（以下「チリ法人処罰法」という）として公布された。同法は、マネーロンダリング罪<sup>8</sup>、テロ組織への資金提供罪<sup>9</sup>および国内または外国公務員への贈賄罪<sup>10</sup>という 3 類型の対象犯罪（以下「対象犯罪」と総称する）について、一定の条件の下で法人<sup>11</sup>に刑事責任を科す法律である。チリ政府は 1997 年 12 月に署名した OECD 条約に基づく締約国の義務を履行するために法人処罰法を制定する義務を負っていたが、それ以上に OECD への加盟を希求する当時のチリ政府の意向が強く反映されていた模様である。

### 1. チリ法人処罰法の目的

同法第 1 条は、同法が①対象犯罪について法人の支配者(dueños)、責任者(controladores)、責任者(responsables)、幹部職員(ejecutivos principales)または代表者(representantes)、もしくは法人管理者または法人監督者(quienes realicen actividad de administración y supervisión)（以下「法人関係者」と総称する）がチリ法対象犯罪に直接的又は間接的に関与した場合に、一定の条件の下で法人に刑事罰を科すこと<sup>12</sup>、そして同法に定める法人の刑事責任の調査・訴追手続きについては法人処罰法の諸規定が適用されることなどを定めている。

### 2. 法人処罰の前提条件

チリ法人処罰法は、法人に対して刑事責任を追求する前提として、①法人関係者（自然人）によるチリ法対象犯罪行為の存在、②上記行為が直接または間接的に法人の利益のために行われたか、それらが法人関係者の直接的または間接的関与によって行われたこと、ならびに③上記行為が法人の指揮監督義務（deveres de dirección y supervisión）違反の結果として生じたことの 3 要件を列記している<sup>13</sup>。なお、チリ法人処罰法は、上記③で掲げられた法人の監督責任が具体的にどのような内容であるのか直接的には規定していないが、この点同法が定めるコンプライアンス・プログラム(modelo de prevención de los delitos)を、法人が法人関係者によるチリ対象犯罪への関与が認定された時点より前に採択し実施していた場合は、同法人は監督責任を履行していたものとみなすと規定している<sup>14</sup>。こ

<sup>7</sup> 正式名称は「資金洗浄罪、テロ組織への資金供与罪および贈賄罪に関する法人の刑事責任を定める 2009 年 12 月 2 日付法律第 20.393 号」。

<sup>8</sup> 法律第 19.913 号第 27 条（2003 年）。

<sup>9</sup> 法律第 18.314 号第 8 条（1984 年）。

<sup>10</sup> チリ刑法典第 250 条および第 250 条の 2。

<sup>11</sup> 本法の法人(personas jurídicas)とは、総ての私的法人および国営企業のすべてを含む（チリ法人処罰法第 2 条）。

<sup>12</sup> 法人関係者の直接的な指揮下にある自然人による対象犯罪規定の違反行為についても、上記条件を前提として法人は刑事責任を負う（チリ法人処罰法第 3 条 2 項）。

<sup>13</sup> 同第 3 条 1 項。

<sup>14</sup> 同条 3 項。

### 3. 法人に適用される罰則

法人に適用される罰則は、①法人の解散またはその法人格の取消措置（ただし国営企業および公共サービスを提供する私企業の場合で当該役務の提供の中断が社会に重大な影響または深刻な被害を与える場合にはこれらの刑罰は適用されない<sup>15)</sup>、②国家機関との取引または契約締結の一時的または恒久的な禁止措置、③税制上の優遇措置の全部もしくは一部の喪失、または一定期間についての優遇措置受給資格の喪失、および罰金(multa a beneficio fiscal)である。罰金額は犯罪の程度によって異なるが、最高額は2万 UTM<sup>16)</sup>となっている。

### 4. 執行機関および訴追手続き

チリ法人処罰法第Ⅲ編（第20条～29条）は執行手続について規定している。同法の執行権限は検察庁(Ministerio Público または Fiscalía General de la Nación)にある。検察庁は全ての刑事犯罪を執行する権限を有し、国家検察官が率いる独立した機関であり、2003年5月に専門部局である特別汚職防止局(Unidad Especializada en Anticorrupción)を設立した。

### 7. 小 括

チリ法人処罰法は法人関係者の違法行為が「直接または間接的に法人に対する何らかの利益のために行われた場合」という限定が存在し、かつ当該違法行為が法人に課された指揮監督義務に違反した結果であることを条件としている<sup>17)</sup>。さらに法人処罰法第3条3項は、法人関係者による犯行の前に当該法人が、法人組織、運営および法人処罰法に規定するコンプライアンス・プログラムを確立し、それを実施していた場合には当該法人は指揮監督義務を履行していたものと推定される。

## IV. ブラジルの2013年法人処罰法

チリ法人処罰法の制定に次いで、ブラジルにおいて2013年法人処罰法(Lei Anti-corrupção- 法律第12.846号 - 以下「ブラジル法人処罰法」という)<sup>18)</sup>が成立した。2011年のブラジル競争保護法(法律第12.529号)における行政制裁規定(同第37条)と同様に、ブラジル法人処罰法の下では法人関係者による違反行為について法人に行政制裁が科され

<sup>15)</sup> チリ法人処罰法第8条1号。

<sup>16)</sup> UTM(Unidad Tributarias Mensuales)は月間課税単位意味する。2万 UTMは2017年10月現在で約1億7千万円相当。

<sup>17)</sup> チリ法人処罰法第5条。

<sup>18)</sup> 正式名称は、「国内外の公的行政に対する行為による法人の行政上および民事上の責任の賦課について定め、その他の措置を規定する2013年8月1日付法律第12.846号」。本法は、2014年1月29日から施行された。本法は通称“Clean Company Act”と紹介されているが本稿においてはブラジル法人処罰法と記す。

る。

## 1. 成立の背景

ブラジル刑法典<sup>19</sup>第 333 条は国内の公務員に関する贈収賄の罰則を 2 年以上 12 年以下の禁錮または罰金もしくは併科と規定している<sup>20</sup>が、1997 年 12 月に OECD 条約に署名したことから、同条約を国内で施行するために、刑法及び 1998 年 3 月 3 日付法 9613 号を改正する内容の 2002 年 6 月 11 日付法第 10467 号を成立させ、同法は 2002 年 6 月に施行された<sup>21</sup>。しかし、当該規定の適用は自然人に限定されることから、2010 年に国会に腐敗防止法案が提出され、2013 年 8 月に腐敗防止法として成立し 2014 年 1 月 29 日から施行された<sup>22</sup>。ブラジル法人処罰法は、厳格責任原則に基づく法人の行政上および民事責任<sup>23</sup>について規定している。法人関係者<sup>24</sup>が、その所属する法人等の利益のために違法行為をなした場合は、当該法人はすべての民事責任を負担する<sup>25</sup>。

## 2. 対象犯罪

ブラジル法人処罰法第 5 条は、「本法律の目的において、国内外の公的行政に対する侵害行為とは、第 1 条の単項<sup>26</sup>において定める法人<sup>27</sup>が行うすべてのもので、国内外の公的財産に対する行為、公的行政の支配原則に反する行為、ブラジルが批准する国際協定に反する行為」であると規定し、次の 5 つの行為類型を列挙する。具体的には、①公務員または公務員と関係のある第三者に対して直接的または間接的に、不当な利益を約束し、申し出、または

---

<sup>19</sup> 1940 年 12 月 7 日付法規政令第 2.848 は、1942 年 1 月 1 日から施行され現在も効力を有する。

<sup>20</sup> ブラジルにおいても他の多くのラテンアメリカ諸国と同様に刑法の適用対象は自然人に限定される。

<sup>21</sup> 第 337-B 条（国際商取引における積極的贈賄）の罰則は 1 年から 8 年の禁錮刑および罰金である。

<sup>22</sup> 多年に亘り議論されてきた同法案が突然議会で承認された背景には、2013 年 6 月にブラジル全土を巻き込んだ民衆による大規模な抗議デモの影響が大きいといわれている。

<sup>23</sup> ブラジル法人処罰法第 2 条は、「本法は、国内外の公的行政に対する法人の行政上および民事上の厳格責任について定める」と規定する。ここで法人の厳格責任とは、法人について過失の有無は議論されないという趣旨である。。

<sup>24</sup> 違法行為を行った職員の身分は問題にならない。また、違法行為による利益の一部のみが法人に帰属する場合も同様である。

<sup>25</sup> ブラジル法人処罰法第 2 条。

<sup>26</sup> ブラジル法人処罰法第 1 条は、法人格の有無や組織形態にかかわらず、すべての営利社団、会社および組合等に本法が適用される他、外国会社のうち本社、子会社または営業所がブラジル国内に設立されている場合も本法が適用されると規定する。

<sup>27</sup> 2015 年には検察庁指針(Nota Técnica No. 01/215)を發布し、ブラジル法人処罰法の適用対象は、中小企業を含む総ての法人でありブラジル経済開発銀行(BNDES)の融資を受けている企業も含まれる旨を明確にした。また国営企業への適用に関しては 2016 年 6 月 30 日付法律第 13.303 号（国営企業、公営企業、混合資本企業およびその関係会社に関する法律）により確認された（同第 94 条）。

付与すること、②本法に定める不法行為の実行に対する融資、費用負担、後援または何らかの形による補助金の支給すること、③自身の本当の利害関係または実行された行為の受益者の身元を隠蔽または偽装するために、介在者として個人または法人を利用すること、④公共入札における談合等の不正行為、および⑤公的機関、公共団体、公務員の調査または監督の活動を妨害することとされている。

### 3. 法人の責任

ブラジル腐敗防止法第 6 条は、同法に定める侵害行為に対する責任を負う法人に対しての行政制裁について、制裁金の賦課および有責に関する特別公告であると規定している。

① 制裁金については、違法行為が生じた直前の会計年度の総収益から税金を除いた金額の 0.1% から 20% 相当としている。本法はブラジル企業のみならず、同国に本社、支店、営業所等を有する外国企業にも適用され<sup>28</sup>、また支配会社、被支配会社、関連会社、あるいは該当する契約がある場合は企業連合の構成会社は、本法に定める行為の実行について連帯して責任を負う<sup>29</sup>。

② 有責に関する特別公告について、腐敗防止法第 6 条 5 項は、有責の特別公告は、決定書の抜粋の形で発表され、法人の負担により、違法行為のあった領域および法人の活動領域で発行部数の多い通信媒体を通じておこなうことと規定している。

### 4. 行政責任の付加賦課に関する手続の主体

ブラジル法人処罰法第 8 条は、「法人の責任の調査のための行政手続の開始および審判の権限は行政、立法、司法の三権それぞれの公的機関または公共団体の長に委ねるものとし、相手方の抗弁および幅広い弁護の権利を保護しつつ、職権または告発に基づき手続を開始する」と規定する。また、連邦行政権については、「法人の責任に関する行政手続の開始、あるいは開始した手続きについてその遵守または修正の状況を確定するための本法律に基づいた指図を行う同等の権限を連邦総監督省 (CGU) 長官に付与<sup>30</sup>」されている。CGU は、法律第 10.683 号に基づき、2003 年に創設された連邦政府の機関であるが、2016 年の法律第 13.341 号<sup>31</sup>に基づき廃止され、その権限と機能は新組織<sup>32</sup>に承継された。

ブラジル法人処罰法第 7 条は、同法上の制裁の適用に際しては、以下の 9 項目を考慮すると規定している。①違反行為の重度、②違反した者が取得した利益または取得を試みた利益、③違法行為の既遂の有無、④損害または損害の危険の大きさ、⑤違法行為により生じた

---

<sup>28</sup> 同第 1 条単項。

<sup>29</sup> 同第 4 条 2 項。

<sup>30</sup> 同第 8 条 2 項。

<sup>31</sup> 正式名称は、政府組織について規定する 2003 年 5 月 28 日付法律第 10.683 号および 2008 年 12 月 24 日付法律第 11.890 号を改正し、2016 年 3 月 16 日付暫定措置令第 717 号を廃止する 2016 年 9 月 29 日付法律第 13.341 号」。

<sup>32</sup> 名称は” o Ministério da Transparência, Fiscalização e Controladoria-Geral da União - CGU” (日本語訳は「透明性促進、監査および監督省」)。

負の効果、⑥違反者の経済状況、⑦違法行為の調査のための法人の協力、⑧法人内における内部統制、監査、内部告発、倫理規定、行動規定に関する制度および手順の有無、および⑨損害を受けた公的機関または公共団体と法人との間で交わっていた契約の価値である。

#### 5. リニエンシー合意について

ブラジル法人処罰法第 16 条は、各公的機関または公共団体の長は、同法に定める行為の実行に責任を負う法人との間で制裁減免の合意をなし、調査および行政手続に対する効果的な協力を要請することができる」と規定した。その条件は①法人が、不法行為の調査のための協力に関心を示した最初の当事者であること、②法人が、合意の締結を申し出たその日以降、調査対象となっている違反行為への関与を完全にやめていること、および③法人が不法行為に対する自らの関与を認め、調査および行政手続に対して完全かつ永続的に協力し、要求があった場合には必ず自らの負担においてすべての訴訟手続に出頭することである<sup>33</sup>。

#### 6. 小 括

ブラジル法人処罰法は、無過失責任原則に基づく行政制裁とコンプライアンス・プログラムの策定・実施による制裁の縮減システムを組み合わせることで、精緻な法制度が構築されているが、執行機関として CGU の権限と責任を承継する新組織が検察庁と実効的な協力を図りつつ厳格な法執行を実現できるかが今後の課題である。

## VI. 総 括

法人処罰法は、米国の海外腐敗行為防止法や英国贈収賄法など、コモンロー諸国にとどまらず大陸法諸国にも広がりを見せており、例えばフランスの 1994 年刑法をはじめとしてイタリアの 2001 年立法府命令第 231 号やスペインの 2010 年 6 月 22 日付け法律第 5 号などを挙げることができる。上述の通り、ラテンアメリカ諸国においても 21 世紀以降、法人関係者による腐敗行為について、法人に対する制裁を規律する立法が顕著にみられる。それを刑事罰として立法する諸国であっても、また行政制裁と規定する諸国であっても、適正なコンプライアンス・プログラムの実施を犯罪構成要件に組み入れ、または制裁の縮減要素として規定するなど、法政策面に法人による主体的プログラムの普及に注力している姿勢が共通している。

米国においては、1909 年の *New York Central & Hudson River Railroad Co. v. United States* 事件判決において、国会はエージェントによる違法行為について法人に刑事罰を科す権限が確認された。チリ法人処罰法は 2009 年に制定されたので、そこにはほぼ 1 世紀の間隙が存在する。その間、米国においては、組織体に関する連邦量刑ガイドラインが 1991

<sup>33</sup> ブラジル法人処罰法第 16 条 1 項。

年に制定された結果、効果的なコンプライアンス・プログラムを実施し、かつ当局の捜査に協力することで法人は最大 95%について量刑の縮減が可能となった。それは必然的にコンプライアンス・プログラムの普及につながってゆく。さらに法人処罰論の議論は、組織法分野でも展開される。つまり、法人を運営する役員の実責任の範囲について、従来は特段明らかでない疑いがなければ役員は不正に関して調査義務を負わないとされていた<sup>34</sup>が、Caremark 事件判決<sup>35</sup>によって内部統制システム構築に関する役員の実責任が明確にされた。さらに、エンロン事件を契機に企業改革法<sup>36</sup> が 2002 年に制定され、2006 年にはドッド・フランク法<sup>37</sup> が制定されるなど会社法のみならず証券法・証券市場法の領域に議論が波及している。

翻ってラテンアメリカ諸国の会社法に目を転じると、総じて古く近代化が図られていない。また証券市場法制に関してもコーポレート・ガバナンスや内部統制などについて十分な整備が進められていない状況にある。また、同族経営企業が多く株式所有の集中度が高い企業形態や、国営企業が産業の主要部分を占めるといったラテンアメリカ特有の企業形態についてもコーポレート・ガバナンスのあり方や内部統制の仕組みを議論する際に検討が必要となるであろう。

法人処罰法の導入は、法人による腐敗行為の防止措置を促進する上で、結果的には一定の効果が認められると思われるが、その反面一部の構成員による違法行為の実責任について必ずしも帰責性が認められない株主に経済的負担を強いる結果となり、また当該法人の従業員や取引先にも悪い影響を及ぼしかねない。法人は、形式的にコンプライアンス・プログラムを導入するのではなく、内部統制の仕組みを構築しつつ、それを実効的に運用するメカニズムを構築する必要がある。ラテンアメリカ諸国は、OECD 条約はじめ国際条約に基づく国際協約上の義務を履行するために、また政治腐敗に抗議する民衆運動に後押しされる形で、腐敗行為防止法および法人処罰法を制定した。それは腐敗撲滅に向けた大きな一歩ではあるが、腐敗を根絶するには収賄組織および贈賄側となる法人のコンプライアンス態勢の確立や倫理的活動の確保が不可欠である。今後は行政組織法、会社法や証券市場法の変革を通じて、役員および管理職員による内部統制システム構築の義務を確立するなど多角的な法整備が必要であると思われる。

---

<sup>34</sup> Graham v. Allis-Chalmers Mfg. Co., 188 A.2d 125 (Del. 1963)

<sup>35</sup> In re Caremark International Inc. Derivative Litigation, 698 A.2d 959 (Del. Ch. 1996)

<sup>36</sup> Sarbanes-Oxley Act of 2002, Pub. L. No. 107-204, 116 Stat. 745 (2002).

<sup>37</sup> Dodd-Frank Wall Street Reform Act and Consumer Protection Act, Pub. L. No. 111-203, § 922, 124 Stat. 1376 (2010) (codified at 15 U.S.C. § 78u-6 (2006)).

別表 国際条約の批准状況

	米州腐敗防止条約	OECD 贈賄禁止条約	国連組織犯罪防止条約	国連腐敗防止条約
チリ	署名：1996年3月29日 批准：1998年9月29日	書類寄託：2001年4月18日 国内施行：2002年10月8日	署名：2000年12月 批准：2004年11月	署名：2003年12月11日 批准：2006年9月13日
ブラジル	署名：1996年3月29日； 批准：2002年7月10日	書類寄託：2000年8月24日 国内施行：2002年6月11日	署名：2000年12月 批准：2004年1月	署名：2003年12月9日； 批准：2006年1月31日
コロンビア	署名：1996年3月29日 批准：1998年11月25日	書類寄託：2012年11月20日 国内施行：2012年11月14日	署名：2000年12月 批准：2004年8月	署名：2003年12月10日 批准：2006年10月27日